

岐阜県公報

号外(六) 平成十九年四月一日

目 次

訓 令 甲

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令
県政評議会設置規程を廃止する訓令

(総合政策課)
(同)

二 一
ページ

岐阜県訓令甲第二十一号

各現地機関
庁中一般

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県幹部会議設置規程(平成十一年岐阜県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 部長

第一条第一項中第七号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 会計管理者

第二条第一項中第八号を七号とし、第九号を八号とし、第十号を及び第十一号を削り、第十二号を第九号とし、同項に次の三号を加える。

十一 代表監査委員

十一 警察本部長

十二 労働委員会事務局長

附 則

岐阜県訓令甲第一二二号

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

各 庁 中 一
現 地 機 関
般

平成十九年四月一日

県政評議会設置規程を廃止する訓令を次のようにて定める。

岐阜県知事 古 田 肇

県政評議会設置規程を廃止する訓令

県政評議会設置規程（平成元年岐阜県訓令甲第五号）は、廃止する。

附 則
この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発 行 者

岐 阜 県
岐 阜 市 蔦 田 南 二 丁 目 一 番 一 号印 刷 者
印刷所
定価
岐 阜 市 三 輪 ふ り ん と び あ 十 三
岐 阜 市 三 輪 ふ り ん と び あ 十 三
岐 阜 市 一 か 年 四 八〇〇〇 円 (送 料 共) (消 費 税 一 二 八 六 円 を 含 む)
一 一
一 一
一 一
一 一
一 一
一 一
一 一
一 一
尾 飯 阜 文 芸 社 寛